(様式第4号) 上田市行財政改革推進委員会 会議概要

- 1 審議会名 第16回 上田市行財政改革推進委員会(第3期)
- 2 日 時 平成24年8月10日(金) 午後3時30分から午後5時まで
- 3 会 場 真田地域自治センター3階 301会議室
- 4 <u>出 席 者</u> <u>増澤会長、宮本副会長、石巻委員、斎藤重一郎委員、斉藤ゆり子委員、佐藤委員</u> <u>土屋委員、堀内美祢子委員、宮沢委員、宮下委員、依田委員</u>
- 5 市出席者 中村行政改革推進室長、西澤係長、川俣主査
- 6 公開・非公開等の別 公開
- 7 傍聴者 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成24年8月15日

協議事項等

- 1 開会(行政改革推進室長)
- 2 会長あいさつ (増澤会長)
- 3 議事
- (1) 第15回会議概要の確認
- (2) 行政委員会等の委員の報酬について
- (事務局) 資料に沿い説明
- (委員) 市税滞納者は委員になれるのか。
- (事務局) 委員の資格要件にある「人格が高潔」かどうかという点にも関係するので、市税を滞納 していることはありえないが、委員選任の際に滞納調査まではしていないと思われる。
- (委員) 委員報酬を月額から日額に見直した結果、先進市において報酬額はどれだけ減少しているのか。
- (事務局) 個々の市町村の状況は把握できていないが、平成24年4月から「月額・日額併用制」に 移行した長野県では、4月の報酬総額は月額制であった3月と比べて約4割減っている。
- (委員) 報酬見直し事例としてあがっている先進市は、どういう基準で選定したのか。
- (事務局) インターネット上で、見直し結果を公表している自治体から選定したもの。そのため、 見直しを行っていても公表していない自治体の情報は入っていない。
- (委員) 通常、類似団体と比較するべきと思うが。
- (事務局) 類似団体も調査したが、見直しを行った経過は見られなかった。
- (委員) 類似団体との比較でないとなると、見直し結果を市民に公表する際に、それなりの説得力のある説明をする必要がある。
- (委員) 農業委員会の活動回数を見ると、農地部会と農政部会とでは約2倍の違いがある。常識的に考えて、これで同じ報酬額であることは妥当ではないという意見が出るかもしれない。
- (事務局) 本資料は、あくまで全員参加の定例会などを抽出して作成したもので、個別の活動は含まれていないことを御承知願いたい。
- (委員) 目に見えない活動が多いなどの性格を有する委員には、一定の固定給を定め、そこに出 勤日に応じた日額を上乗せするという併用制が公平ではないか。
- (委員) ①農業委員会の振興部会は、会議回数は少ないが、活動時間は会長を除いて一番多い。 これは、振興部会の業務の一つである農業者年金加入推進の活動のためだと思われるが、 年金加入者を増やすための活動に、市から多くの報酬を支払う必要があるのか。
 - ②選挙管理委員会や公平委員会は年度別活動量の変動が大きいようだが、日額制にして 働いた分だけ支払うことで問題ないと思う。例えば、選挙管理委員会でいうと、選挙のあ る年では月額制時より報酬額が多くなったとしても、選挙のない年では月額制を下回り、 通年として考えると、報酬額の総額は大きく変わらないだろう。

- (委員) 日額制とする場合、各委員の単価は統一するのか。
- (事務局) 他市の例を見ると各行政委員の責任の重さは単純に比較できないので、単価を統一している。ただし、委員長と委員とでは一定の差を設けているところが多い。
- (委員) 民間でも現場に行く人には現場手当が支給される。内勤だけの委員と、例えば農業委員のように現場用務のある委員を考えたとき、一律の単価が無難と考える。
- (委員) 単価を統一するうえで注意すべき点として、活動回数も人員も多い農業委員の活動量を どのようにカウントするのか。この把握だけで事務量の増大が考えられる中で、他市でも 農業委員だけは月額制で維持するところもある。そうでないと、単価統一した場合、活動 回数の多い農業委員だけ他の委員に比べ報酬額が大幅に上がってしまう。これも考慮して、 日額制が月額制かも含めて単価統一するべきである。
- (事務局) もう一つ日額制の考え方があり、単純に日額制にすると現行の月額制より報酬額は下がる。そのため、各委員の月額報酬比率を固定したまま日額単価を設定する。このように、委員ごとに異なる日額単価を設定している市もある。なお、併用制の場合は、現行の月額単価を一定の比率で減らし日額単価は統一するものであり、これらの組み合わせが先進市の状況である。
- (委員) 農業委員会には、農協や土地改良区、また議会からの選任委員がいるが、それぞれ母体からの給与があり、さらに農業委員としての報酬も支給されている。このような委員の扱いをどうするか。特に、公費から給与支給のある議員2人について。
- (事務局) 地方自治法上、行政委員には報酬を支払わなければならないので無報酬にはできない。 長野市のように選任委員の単価を若干低く設定している自治体もある。現在、上田市の規 定では、議員の選任委員についてのみ低い単価としている。その辺も議論にはなるかと思 う。
- (委員) 選挙管理委員会の場合、選挙時に国や県からの報酬もあるのではないか。
- (事務局) 選挙の種類によって選挙事務費は国や県が経費負担するが、選挙管理委員の報酬まで含まれているか、選挙管理委員会に確認をしてみる。

≪休憩 10 分≫

(会 長) 再開します。時間の都合により、残りの資料を一通り事務局から説明いただくこととしたい。

(事務局) 資料に沿い説明

- (会 長) 次回は資料を十分吟味したうえで、課題について一つ一つ審議したい。その後、見直し に係る試算を事務局にしていただく。
- 4 その他

次回委員会 平成24年9月21日(金) 武石地域を予定

- * 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。
- * 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。